

# 平成20年第3回東大和市議会定例会会議録第25号

平成20年9月19日（金曜日）

## 出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	指田弘安君

## 出席説明員（13名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
建設環境部長	並木俊則君	建設環境部参事	乙幡修爾君
会計管理者	田口茂夫君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	窪田きく江君		

## 議事日程

- 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第8号報告 専決処分の報告について

〔総務委員会審査報告 日程第3〕

第 3 20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第4～日程第7〕

第 4 20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情

第 5 20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情

第 6 20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情

第 7 20第16号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第8～日程第9〕

第 8 第64号議案 市道路線の廃止について

第 9 20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情

〔議会運営委員会審査報告 日程第10〕

第10 20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情

〔決算特別委員会審査報告 日程第11～日程第16〕

第11 第50号議案 平成19年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第12 第51号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 第52号議案 平成19年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 第53号議案 平成19年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 第54号議案 平成19年度東大和市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 第55号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 議第9号議案 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

第18 議第10号議案 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

第19 議第11号議案 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

第20 閉会中の継続審査について

第21 閉会中の特定事件調査について

第22 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第22まで

午前 9時31分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（佐村明美君） 日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることと決します。  
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、議長において指名することに決します。

それでは、東大和市選挙管理委員会委員に中橋正則氏、野澤 勝氏、内野竹治氏、小菅利彦氏を指名いたします。

続いて補充員に、補充順位1番、赤川良治氏、2番、野口英世氏、3番、岩品雅巳氏、4番、小林美智子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

日程第2 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（佐村明美君） 日程第2 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。  
報告を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました、第8号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

報告の内容は、平成20年7月27日に起きました、用水北緑地内樹木倒木による物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成20年9月4日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては24万6,750円で、相手方は東京都東大和市芋窪3丁目1568番地、中山宇平氏であります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成20年7月27日、午後6時50分ごろ、向原4丁目38番地の30、用水北緑地内のシラカバの老朽樹木が強風により倒れ、隣接しているアパートの側面の壁を破損したものであります。

なお、損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があるとして示談をいたしたもので、相手方の外壁修理代金等として24万6,750円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、施設賠償責任保険に加入していることから、後日市に支払われる予定であります。

なお、事故後、他の老朽樹木を伐倒し、今後公園等において同様な事故が起きないように点検を強化してまいる所存であります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

---

### 日程第3 20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第3 20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） おはようございます。ただいま議題に供されました、20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成20年9月10日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。質疑は次のとおりです。

協同労働の協同組合法の制定を求める理由について、市としてはどのように認識しているかの問いに、我が国の協同組合に対する法制度ですが、総括的な法制度ではなく、事業の目的あるいは内容ごとに個別法で各協同組合が定義されています。一例を申し上げますと農業協同組合法、また生活協同組合法であります。こうした中で、労働者協同組合ですが、個別法が現在存在していない状況です。そうしたことから、法人格が取得できなく、やむなくNPO法人としての認証を受けてさまざまな活動をしています。協同労働の協同組合法が整備されることにより、就業の選択権が広がり、地域に根差した福祉や環境、教育の分野での活躍が期待されるのではないかと認識しているとの答弁があり、法制化することでの利点はどの問いに、利点ですが、こうした法整備が既になされている外国では、さまざまな社会的な事業を行っているということです。例えば、障害のあ

る方、あるいはホームレスの方、そういった方もみずから出資して働く組合もあるということです。この組合法が整備されることにより、人々が共通する目的のために自分たちで出資して事業を起こすことができるということ、地域に根差した福祉や環境、教育の分野での活躍が期待されると思いますとの答弁があり、就業機会の拡大を図るということは、日本社会の状況を勘案しますと非常に大事なことだと思うのですが、今我が国で定着しつつある取り組みとしてNPO活動がありますけど、ノンプロフィットですから利益を追求しないとして、そういう前提があるという認識なんですけど、このNPO活動と、ここでいう協同労働の協同組合というところの違いについてどう認識があるのかの問いに、おっしゃるとおりNPO法人は営利を目的としていませんので、いろいろな分野で地域の課題を解決するための活動を行っており、その中でNPO法人という法人格を取得しているわけで、この協同労働の協同組合につきましても、公共性が非常に強い活動をしている団体が多く、その目的はNPO法人にかなり近いものがあると思います。ただNPO法人は、構成する方々が出資できる規定がないということです。一方この協同労働組合につきましても、働く方による出資、それから協同でできる労働を行い、協同で経営に参画できるというものです。これが一番大きな違いではないかと思っています。また活動する中で出された余剰金につきましても、組合の基金として積み立てることも可能ということです。その辺がNPOとは異なる部分ではないかと考えていますとの答弁がありました。

また、今説明いただいたような観点からも、この協同労働の協同組合ということは、さまざまな日本社会のワーキングプアと言われる問題の中で、賃金が伸びない中、一定の労働者の所得向上にもつながるような策じゃないかと。これは政党関係なく取り組んでいる内容だというふうに認識しており、採択すべきであるとの質疑に、私も採択でいいかなと思っている。こうした形態が新たに法的にも認められて活動できるようになれば、社会的にも非常に大きな発展になると感じ受けました。

この陳情理由の中で、協同労働の協同組合には法的根拠がないため社会的理解が不十分であり、団体として入札、契約ができないという文言がありますけど、実態、どんなふうになっているのかわかるでしょうか。また、東大和市ではこういう団体があるのか、また事例があったか、そういう点はその問いに、そういった事例はつかんでいません。また具体的にそういった働きかけもありませんとの答弁がありました。

また、法的根拠を与えることによって、働き方に幅が出る、そういったものを法的根拠によって定義づけることによって、より働きやすさを追求できるような内容だと思うとの質疑があり、質疑を終了し、討論を終了し、20第14号陳情「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情について、本件を採択と決しました。

また、本陳情につきましても意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に一任いただきました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第14号陳情 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

日程第4 20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情

日程第5 20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情

日程第6 20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情

日程第7 20第16号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第4 20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情、日程第5 20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情、日程第6 20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情、日程第7 20第16号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、以上4件を一括議題に供します。

以上4件につきましては、厚生文教委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 登壇〕

○20番（下条 学君） 平成20年第2回東大和市議会厚生文教委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情、20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情、20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情、20第16号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、以上4陳情につきまして厚生文教委員会の審査経過及び結果を御報告させていただきます。

本委員会は、平成20年9月11日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情について審査の報告を申し上げます。

消費者の苦情相談が窓口において迅速かつ適切に処理、対応ができるように法整備を行い、国と政府に財政措置を求めるものであると思うが、本市として苦情や相談の対応が適切にされているのか、消費者相談窓口か消費生活センターというものがあるのか、多重債務や振り込み詐欺などの苦情の相談など、状況、件数はと

の質疑に、当市の消費者センターの設置については、消費者基本法においては規定がなく、設置義務、基準等も示されていないので消費者センターは設置をしていない。多摩地区の設置状況としては、現在11市が消費者センターを設置している。相談件数については、消費生活相談を週2回実施しているが、平成15、16年度をピークとして、現在は年間194件と横ばいの状況となっている。相談体制については、他の事務事業も含めて兼務をしている職員が1名、嘱託員が1名、臨時職員が1名、非常勤の消費生活相談員が週2回勤務の体制で実施をしているとの答弁がございました。

また、他市での人員の配置、相談事業はどのように行っているのか、食品偽装の問題、振り込め詐欺、架空請求など消費者被害が相次いでいるが、どのように考えているのかとの質疑には、消費者センターのある11市では消費生活コーナー、消費生活センター、消費生活相談ということで専門相談員として非常勤職員を置いている。相談部門については、飯田橋にある東京都消費生活総合センターを紹介しているとのこと。

地方消費者行政を、東京都との役割分担としてどういう体制が用意されているのか、また一元化、ネットワーク、消費者相談については24時間対応の必要性もあるのではないかと、そうした意味では、常設のセンターを各自治体で運営すべきと考えるがどう取り組まれるのかとの質疑に、国民生活センターが、全国の消費者センターに持ち込まれた消費生活相談、苦情などを収集したデータベース、パイオネットを利用して迅速な解決に努めている。現在消費生活センターの設置の義務化というものは特にはありませんが、今後国の動向、都の動向を踏まえた中で、消費生活相談の専門相談員の配置など総合的に検討していきたいとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を終了し、採決の結果、20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情は、全会一致、採択と決しました。

次に、20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情について審査の報告を申し上げます。

陳情趣旨の1番にある消費生活相談員の人員の拡充は消費生活相談員のことか、2番の中の、都と都下の有識者などから構成される地方消費者行政充実会議（仮称）は当市へ構想は示されているのかどうか、予算のほうですが、平成14年は724万円が19年には342万円となっているが、その内容についての質疑に、1点目として非常勤の嘱託員の消費生活相談員であろうと考えている。2点目は現段階では都のほうでは考えてはいない。また、この3弁護士会からも要請は出ていないとのこと。3点目については項目別に予算の説明がありましたが、項目別の資料がありましたので、その予算について資料の説明を受け、決算ベースでは57万円の減という状況との答弁がございました。

消費生活情報体制整備事業費が減っている、減額の内容はとの質疑には、項目別に事業費を一本化してパイオネットのオンラインシステムの賃借料、組織改正で臨時職員がいなくなったため臨時職員賃金が減額となったためとのこととございました。

相談窓口として消費者相談事業が毎週水曜、金曜日ということで、予約を決められた日に行くということで、消費者が体制に合わせているのではないかと。他市では常設のセンターがある市が11市ある。当市で常設との声も議会上がっているかと思うがどのように考えておられるのかとの質疑に、19年度は消費者相談を中心に消費者講座を2回、見学会を2回、移動パネル展を開催したり消費者向けビデオの上映、消費者だよりの発行などを行っている。水、金曜日以外の消費者相談には本人から話を聞いて、意見を聞いて、意向を確認し、専門の相談員が来たときに改めて連絡をとるか、クーリングオフなど緊急性がある場合には、都の消費生活総合セン

ターを御案内して対応をしている。変な契約にまずひっかからないということで、変な契約はしないという形で啓発、リーフレットを配布していろいろな団体の方に対応をしていただいているとのことでした。

質疑を終了、討論を終了し、採決の結果、20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情は、全会一致、採択と決しました。

次に、20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情について審査の報告を申し上げます。

障害者の家族の負担のあり方で、作業所で働いた工賃以上に費用が求められている。低所得者対策など行っているが、厚い介護がこれを利益とみなして負担を重くするのはおかしい。ノーマライゼーションの考え方として、普通の生活が送れる当然の権利に対し、障害者自立支援法の中でどのように位置づけられているのか、東大和市で行ったガソリン費の補助カットなどのような考え方についてお伺いをしたいとの質疑に、支援法においては定率1割と月額上限の設定という仕組み、ノーマライゼーションについては就労支援、自立、社会参加を中心に、障害者基本法の理念に即して法の目的もできている。移動支援では、所得の低い方については3%の軽減という仕組みとしている。ガソリンの補助については、別の事業で行っているタクシー券の補助事業となる障害の同一の内容に整理をさせてもらったとのこと。障害者の方、家族の方からの要望はことし7月の緊急対策という形で実施され、費用の負担が軽減された現時点においては、利用者負担についての意見は特段いただいていないとのことでした。

事業者の問題で、今の支援法のもとでは事業を継続していけなくなる、もしくは質を落とさなければやっていけなくなるという声が寄せられているので、都での一定の費用化という問題について、現実問題として収入は減らないのか、利用者負担のあり方、事業継続についての問題点への解決はいかがでしょうかとの質疑に対し、都の補助制度によって運営をしている小規模の作業所が法内化に至った場合の比較論になるが、精神・身体・知的の障害の方の利用の状況によって日割りを含め、どの事業がどういった増減が出てくるか現時点ではわかりかねない、みのりについては旧法であるので、法内の事業に今後移行すると補助金の活用はできないとのことでした。

特別対策、緊急措置で利用者負担はどのぐらい軽減されたのかとの質疑に、利用者区分は生活保護、低所得1、2、一般と4区分に分かれ、例として緊急措置では低所得2で、本則では2万4,600円が3,000円に、日中活動系のサービスを利用していただく方は2万4,600円が1,500円になった。緊急措置については、21年の3月末までの説明がございました。

福祉的機能を重視してデイサービスの作業所や、より就労に近い視点で行っている作業所があるが、市として認識はどのようにあるのか、定時改正に当たって自治体の今ある多様な状況を吸い上げていくような制度はあるのかとの質疑に対し、現在の作業所は心身の施設が——法人格を持った施設が4カ所、そうでない場所が1カ所、精神の作業所が3カ所あり、通所の授産施設については身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神の施設については授産という役割とは異なり社会との接点、社会復帰のための訓練を主に支援している。2番目の吸い上げという問題については、利用者負担の問題、超過負担の問題、事業所の運営の適正化といった3項目を市長会において、全国市長会にことし6月に取りまとめを行い、国の各省庁に要望要請を行ったとの御答弁がございました。

個々のニーズを積み上げていった上で、大枠の制度を変えようというメッセージとしての努力、行政が橋渡しをするべきではないか、自立支援法のもとでは市長会でしかないのか、課長会議とか現場でのすり合わ

せをしていく場所がないのか確認させていただきたいとの質疑に、市のほうも各団体との話し合いの機会をなるべく持つようにして、自立と社会参加の目的に沿った対応をしていく。意見の吸い上げについては26市の課長会があり、補助制度の創設、改善を中心とした現場的な部分で要望をまとめ市長会へ提案をしているとの答弁がございました。

ここで質疑を終了し、討論を省略して趣旨採択をとの動議が提出され、採決の結果、全会一致で20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情は、趣旨採択と決しました。

次に、20第16号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する陳情について審査の報告を申し上げます。

基本計画策定に向けて市民参加に基づいた検討委員会を設置してくださいというのですが、この市民参加の検討委員会が設置された場合、基本計画(案)というものは白紙になってしまうのか、そういった場合今後のスケジュールはどのように変わるかとの質疑に、現在の計画では基本計画(案)を改めて皆さんに見ていただく、あるいは最初に素案をいただいて基本計画(案)を示すというような考えを持っているが、改めて検討委員会を設立すると、条例等で委員会を設置する必要がある。予算上21年度以降に検討委員会を実施する段取りとなる。委員会の持ち方にもよるが、事業の案を決めるに当たって白紙に戻してから始めたほうがいいのではないかと思いますとの答弁がございました。

市民懇談会という形で市民の皆さんから御意見をいただいて、それがむだというのは失礼となる状況になってしまうのではないかと、それでよいのか。また東京都から土地を購入した際の何らかの制約、計画が延び延びになってしまっただけで契約上問題が生じないかとの質疑に対し、土地売買契約書を平成19年9月に取り交わし、この土地を所有権移転した日から起算して10年間、健康福祉施設用地として使用しなければならないという用途制限がなされた。18年8月に、市長名で都知事に活用目的を記した上で、用地取得からスケジュールということで19年度に用地取得、20年度に設計、21年度に施設の建設、22年度に施設開設という文書を提出している。実際に設計がおくれるというような状況になれば、都に報告をして調整をとっていく必要があると考えているとの御答弁がございました。

この陳情が出なかった場合のスケジュールはどの質疑に対し、予定としてことし10月2日に、実施事業の説明会を開催したいと思っているとのこと。今考えている実施事業について、10月半ばぐらいに部門別で検討事業の懇談会を開いて意見をいただき、11月に入って施設、設備の意見をいただき、12月下旬に基本計画(案)を修正したものを修正案として示していき、市民の説明会を開催し意見をいただいた後、2月半ばに修正案を示し、2月下旬に修正案の説明会を開催したいとの御答弁がございました。

陳情が採択された場合、白紙に戻してという話がありましたが、ゼロベースに近い形で21年度に議論をしていくということなのかとの質疑に対し、これが採択された場合については、再度市長とも検討した上でやっていきたいとのこと。

検討委員会という言葉が抽象的な形になっている。懇談会よりも一段重く、計画策定のプロセスにしっかりと責任のある委員会という認識かとの質疑に対し、皆さんの意見はお聞きして、取り入れられるものは取り入れたいと。そういう形の中で十分説明をし、それで御意見をいただいた中でよりよいものをつくっていききたいとの御答弁がございました。

質疑を終了、討論を終了し、採決の結果、20第16号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する

陳情は、採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました陳情4件の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第11号陳情 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」を提出することを求める件に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第12号陳情 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める件に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第13号陳情 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第16号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

日程第8 第64号議案 市道路線の廃止について

日程第9 20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情

○議長（佐村明美君） 日程第8 第64号議案 市道路線の廃止について、日程第9 20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました第64号議案 市道路線の廃止について、20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情、以上2件につきまして建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は去る9月12日、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず、第64号議案の市道路線の廃止についてを議題に供し、直ちに現地視察を行いました。

本件につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、質疑、討論を終了し、原案どおり可決と決しました。

次に、20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

質疑と説明の主な内容を御報告いたします。

まず、現在市は下水道料金と廃棄物処理手数料について、障害者に対してどのような減免制度を実施しているのかとの質問については、下水道使用料の減免は生活保護法による生活扶助の方、児童扶養手当を受けている方、特別児童扶養手当を受けている方、遺族年金の支給を受けている方、老齢福祉年金の支給を受けている方等に減免がある。また廃棄物処理手数料については、天災を受けた方、生活保護の方、火災や教育福祉事業、公益を目的とした事業を営み、市長が指定する方等に減免ないし減額がありますとの答えでした。

次に、障害者の経済負担については、昭和45年の障害者基本法成立の段階から明記されており、個別対応は各地方自治体にゆだねられていると思うが、各市の状況はどうかとの質問に対して、多摩地域の状況は東京都の下水道条例に準じているので、障害者基本法第21条の趣旨にのっとった減免は実施していない。また、当市の減免は、障害者基本法の趣旨にのっとった部分はないとの答弁がありました。

次に、廃棄物処理手数料の減免は、児童福祉手当や特別児童扶養手当等が入っていないとの説明だが、廃棄物処理手数料が有料化されている市の減免状況はどうかとの質問に対して、廃棄物処理手数料には、児童扶養手当あるいは特別児童扶養手当の受給者は対象となっていない。ごみ処理手数料が有料のところは26市中17市で、そのうち障害の方の減免は11市行っている。また、東京都の下水道条例には障害者について載っていないのかについては、障害者基本法にのっとった障害者の減免規定はありませんとの答えでした。

次に、障害者基本法第21条の基本的な考え方はどのようなものかとの質疑に対して、この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援を目的とした基本理念を定めて、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進により、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした法律であって、第21条は地方公共団体に対して、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減、障害者の自立支援を図るための税制上の措置、それから公共施設の利用等の減免、その他必要な施策を講じなさいと規定されているが、施策

を講じるに当たっては地方公共団体の裁量、政策上の判断にゆだねられているとの説明がありました。

次に、本市として、この障害者基本法の第21条に基づいた減免は制度上考えたことはないのか、また今後考えることが必要になるのではないかととの質問に対し、今回陳情が出されたことにより、法律でそのような施策が求められていることの全庁的な周知ができた。また、今後は他市の動きも当然注視していかなければならないと思うとの答弁がありました。

最後に、この陳情の趣旨を尊重し、多摩26市、東京都においても全体でこの問題を協議していただくことを含めて、質疑終了、討論省略、趣旨採択されたいとの動議が提出され、採決の結果、20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情を趣旨採択と決しました。

次に、「暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について」を建設環境委員会における所管事務調査とされたいとの委員提案があり、これを採決の結果、所管事務調査とすることに決し、あわせて本調査の閉会中継続審査の議長への申し出を決定いたしました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

日程第10 20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情

○議長（佐村明美君） 日程第10 20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情の審査経過と結果を御報告いたします。

本陳情は去る9月12日、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本陳情を議題に供し、質疑に入りましたが、その冒頭において質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

動議の趣旨としては、本市議会においては、議長を中心に遺憾なく十分な議会としての使命を果たしていると考えているというものであります。

本動議の採決に入り、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決されたいとの動議を可決し、本陳情を起立により採決いたしました結果、20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情は、賛成者がなく不採択と決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました陳情の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第10号陳情 議会は使命を果たすことを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐村明美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

日程第 1 1 第 5 0 号議案 平成 1 9 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 第 5 1 号議案 平成 1 9 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 第 5 2 号議案 平成 1 9 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 第 5 3 号議案 平成 1 9 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5 第 5 4 号議案 平成 1 9 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 6 第 5 5 号議案 平成 1 9 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐村明美君） 日程第11 第50号議案 平成19年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16 第55号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6議案を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、決算特別委員会委員長、関野杜成議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 関野杜成君 登壇〕

○9番（関野杜成君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月16日、17日の2日間にわたり付託されました第50号議案 平成19年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第51号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから第55号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 関野杜成君 降壇〕

○議長（佐村明美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時29分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔3番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 私は日本共産党東大和市議員団を代表して、平成19年度下水道事業特別会計決算を除く一般会計決算及び4特別会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

平成16年度から18年度の三位一体改革で5兆1,000億円の交付税が削減され、東大和市でも16年度13億5,600万円あった普通交付税が2億8,000万円に激減しました。19年度は2億3,000万円を切りましたが、これは本来の算定額を2,000万円さらに削減されたものです。自民・公明政権の地方自治体切り捨て政策が、19年度もさらに市財政を大きく圧迫するものになっています。消費税は市民に負担を強いてきましたが、市財政にとっても、19年度決算まで19億6,790万円もの影響を与えていることが示されました。

同時に、東大和市の計画的な財政運営がどうだったのかという点も問われなくてはなりません。交付税なども含めた歳入総額で見ると、三位一体改革前の平成15年度は234億5,000万円、平成19年度は246億2,000万円ですが、財政調整基金の残高は平成15年度末に12億円近くあったものが、19年度末には3億円を下回るまで取り崩されました。

また、日本共産党は公営ギャンブルに一貫して反対してきましたが、19年度については8市からなる東京都市収益事業組合の競輪事業からの撤退に伴い、銀行への一括返済などに充てるため1億7,000万円を超える負担金を支払う事態となりました。

市民生活の点では、平成19年度、定率減税の撤廃と高齢者非課税措置の廃止が、市民税だけで2億2,000万円近い増税を市民に強いています。しかも重大なことは、総所得金額を均等割のみも含む納税義務者総数で割り返した1人当たり所得が、前年より8万2,000円も落ち込んだ中での増税になっていることです。市民生活をどう守り、いかに支援するのかが東大和市に問われました。

行政改革で真っ先に切り捨てられた高齢者入院見舞金が、わずか87万円とはいえ復活されたこと、所得制限なしの、子供の医療費無料化を就学前まで拡充したことなどは市民の世論の力です。再三にわたって復活を求めてきた私たちも確信を深めています。

しかし、高齢者の皆さんに対する政治の仕打ちは大変冷たいものです。定率減税の廃止などの国民全体に対する増税、負担増に加えて、この間年金課税の強化、高齢者控除の廃止、高齢者非課税措置の廃止、後期高齢者医療制度などが重くのしかかっています。日本共産党は、高齢者の中でも生活が大変厳しい方々が、非課税措置の廃止で、平均でも4万円という背負い切れないさらなる重荷を負わされていることを明らかにし、減免制度拡充などによる負担軽減を求めましたが、市はこれにこたえず事態を放置しています。

高齢介護については、介護保険制度の内外を問わず、市の独自施策が貧困であり縮小させしていることは重大です。一般会計の高齢者日常生活事業や介護予防生きがい活動支援事業の実績は、生きがいデイサービス事業のように年々大きく縮小しているものもあります。生活支援ホームヘルプサービスは、18年度以降廃止されたままです。介護保険でも市独自の施策展開である地域支援事業は、ほとんどが包括支援センター任せであり、任意事業に至ってはわずか20万円です。

障害者自立支援法が課した応益負担は、障害者の皆さんや御家族の生活、障害福祉事業者を脅かしています。日本共産党は、自立支援法への移行によって、市の財政負担が3,000万円以上軽減されたことを予算討論で指摘し、障害者や御家族、事業者への独自施策を求めましたが、市はいまだにこれを行っていません。

保育料額が、所得ではなく所得税額に応じて決まるという制度をいいことに、定率減税の廃止に乗じて事実上の便乗値上げを18年、19年と2年連続で強行したことは全く道理がありません。

第一中学校のプール授業がのぞき見された事態を知りながら、財政を理由に目隠し措置をいまだに講じていないことは重大です。

また、平成19年3月に能登半島地震があったにもかかわらず、校舎の耐震補強工事を1校も行わなかったこ

とも指摘しなくてはなりません。校舎、体育館とも年次計画を立て、一日も早く耐震化が完了するよう求めます。

30人学級の早期実施、中学3年生までの医療費完全無料化を国、都に働きかけるよう求めます。

国民生活が追い詰められている最大の要因は、正社員を減らし、大量の非正規雇用で置きかえる労働法制の一連の改悪です。市が、非正規雇用職員の時給を最低でも1,000円以上にするよう求めます。

最後に、平成19年度は国民保護の名目で、戦争に国民を動員する事業が行われました。今国政では、インド洋への自衛隊派遣を延長する新テロ特措法延長が大きな争点になっています。イラクでもアフガンでも、アメリカの武力による報復戦争とテロの悪循環が抜き差しならないところまで進んでいます。イラク政府の要請によって、日本政府がイラクからの航空自衛隊年内撤収を明らかにしたことは、武力介入の破綻を示すものです。憲法9条を持つ日本が、アメリカの戦争につき従って国民を戦争に動員する策動を中止するよう求めて、決算討論を終わります。

〔3 番 尾崎利一君 降壇〕

〔19番 御殿谷一彦君 登壇〕

○19番（御殿谷一彦君） 19番、御殿谷一彦です。私は公明党を代表し、平成19年度一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

平成19年度の予算編成におきましては、国から地方への税源移譲が進められたとはいえ、少子高齢化社会に対応した扶助費の増加や安全・安心のまちづくりなど主要な施策の充実に対応するために、財政調整基金を初めとした各種の基金を取り崩し、前年度に引き続き下水道事業における資本費平準化債を活用するなど、ぎりぎりの努力と工夫を凝らしての予算編成でありました。

国から地方への税源移譲が進むということは、すなわち納税者としての市民一人一人がより市民生活に身近な市政運営において、自分たちが納めた税金がどれだけ有効に活用されているのかと、これまで以上に関心が高まることにつながります。その意味でも議会における決算審査の役割は、市民への説明責任を果たす上でも、翌年度以降の予算編成における施策の見直しの上でも、その重要度はますます高まっております。

決算審査における決算書及び行政報告書等の資料は、ここ数年一定の改善は図られてきておりますが、先進市の取り組みと比較すればまだまだ不十分であります。本格的な行政評価の手法を取り入れ、より具体的に個別の事務事業について詳細な費用対効果等の検証を行い、削るべきは削る、ふやすべきはふやすといった張り引きのきいた、次の予算編成につながるような決算審査資料の充実を図るよう求めます。また、そのような資料を広く公表することで、行政みずからの説明責任を果たすことにもつながると考えております。

まず、歳入について申し上げます。

歳入の根幹をなす市税については、わずかとはいえ徴収率が改善したことは評価させていただきます。滞納管理システムの導入の成果とのことですが、滞納繰越分の減少は、結果的には不納欠損額の減少につながります。税の公平性を保つ上からも、今後とも適正な滞納管理に努めるとともに、現年課税分につきましてもできるだけ翌年度に繰り越すことのないよう、より一層の徴収率の向上に努めることを求めます。

また、市債借入れ残高はここ数年減少傾向にあります。総合福祉センターなど公共施設の新設、建て替え時期を見据えながら、増加傾向に転じることのないよう計画的な市債の活用を求めます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費であります。広報活動事業においては、市報の発行のあり方について十分に調査研究し、費用対効

果を勘案しながら、文字を大きくし写真やイラストを多用する、新聞形式からパンフレット形式にページ数を大幅にふやすなど、より市民に親しまれる広報の充実を求めます。また、市からの情報発信力がまだまだ不足しております。ホームページをさらに活用し、市民に有益な情報をタイムリーに提供するとともに、記者会見、記者発表の機会をふやし、当市の事業の実績や魅力を最大限に情報発信するように求めます。

平和事業では、戦災建造物と平和広場を活用した平和事業が定着しつつあります。これまでの成果を踏まえ、当市オリジナルの平和の発信地にふさわしい事業の充実を求めます。

防犯対策事業における青色回転灯パトロールカーの導入については、特に子供の通学時の安全・安心を守る取り組みとして高く評価いたします。安全安心情報送信メールの充実とあわせて、パトロール時間の延長を視野に入れながら、地域の自主的な防犯パトロール活動と連動させるなど一層の取り組みを求めます。

また、平成19年5月から市役所本庁舎の土曜開庁が試行的に実施されました。市民のライフスタイルに合わせた行政サービスの充実について、継続した取り組みを求めます。

次に、民生費であります。が、（仮称）総合福祉センター建設事業につきましては、19年度は用地の取得と基本計画の策定に取り組みながら、結果的には基本計画案について市民合意には至らず、基本設計が先送りとなりました。総合福祉センターのあり方については、私ども公明党の考え方は、一般質問等で再三にわたって申し上げてまいりました。これまでの市議会での議論を踏まえるとともに、当市の施策で不足している点をしっかりと補いながら、市民や利用者の理解が得られるよう着実な計画の実行を求めます。

乳幼児医療費助成事業につきましては、公明党の粘り強い要望を受けて、小学校入学前の完全無料化が実現いたしました。今後とも子育て支援策の根幹をなす事業として、義務教育児医療費助成制度の充実とあわせて、23区と比べて財政力に格差のある多摩地域の実情を踏まえ、財源負担のあり方について東京都と十分な連携を図るよう求めます。

次に、農林業費であります。が、農業体験農園は、環境保全の観点からも一層の農地を確保しながら、市民が農業を身近に感じ、食の安全を確保しながら地産地消を進め、農業者と市民とが交流できるという一石三鳥にも四鳥にもなり得る事業であります。さらなる事業の推進を求めます。

次に、土木費であります。が、コミュニティバス運行事業につきましては、運行ルートの拡充に向けて、地域公共交通会議を開催し検討が進められてまいりました。当初からの懸案となっていました新堀、芋窪、桜が丘、清原地域などへの乗り入れを図りながら、赤字分の補助金の減少のための取り組みを求めます。また一部の自治体では、家庭からの廃油をバイオディーゼル燃料に精製し、コミュニティバスの燃料に利用するという市民と協働した環境対策事業も進んでおります。当市においても車両買いかえの時期を視野に入れながら、これらの取り組みについても十分な研究を行ってください。多くの市民に愛され、利用されるバスとしての一層の充実を求めます。

次に、教育費であります。が、学校教育につきましては限られた財源の中で、学校トイレの改善、水飲み栓改修工事、特別教室のクーラーの設置など一定の改善が図られました。また、最重要課題である学校校舎の耐震化につきましては、19年度は1校分の設計委託と耐震診断のみでありましたが、国における法律改正と東京都独自の補助制度創設の流れを受けて、相当のスピードアップが図られることが期待されます。平成23年度中の全校完成に向けて、より一層の努力を求めます。

決算審査の中で佐久間教育長は、より意欲のある優秀な教員の確保のために、教育行政の責任者としても相当に腐心されている旨の答弁がありました。確かに未来ある子供たちにとっては、小・中学校時代に、一生の

恩師となり得る情熱あふれる有能な先生にめぐり会えることこそ、子供にとっての最高の教育環境であります。当市においてはここ数年、研究奨励授業の活発な開催や基礎学力向上のための各種の取り組み、独自の教員研修の開催、食育の推進と生活習慣改善の取り組みなど、限られた予算の中で相当の創意工夫の跡が見られます。教育委員会に携わる職員、教員の皆様の情熱が、未来を担う子供たちの一生を左右します。教育長のリーダーシップのもと、一層の事業の充実を求めます。

社会教育におきましては、第七小学校において放課後子ども教室がモデル実施されました。学童保育事業の連携を図りながら、児童の健全な成長と地域の大人との貴重な交流の場として、一日も早い全校配置の実現を求めます。

中央図書館の夜間開館日の増加と職員出前講座の多摩湖塾の実施は、高く評価させていただきます。市政への理解を深めていただき、また市民との協働の理念を実現するためにも、今後とも市民ニーズに合わせた事業の充実を求めます。

続きまして、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国保税の徴収率に改善が見られますが、依然として相当の不納欠損額が発生しております。今後国保税のあり方を議論する上で、決して見過ごせない状況です。国保税改正が本当に必要とするのであれば、市長みずからが国保加入者としてしっかり向き合って、誠心誠意国保会計の実情とあり方について説明を尽くしていただきたい。一定の市民合意がなければ、景気が下降局面に入り、生活必需品や食料品などの物価高が続く中、安易な負担増など行えるはずがありません。

下水道事業につきましては、下水道料金を改定せず、年度途中に公的資金補償金免除繰上償還借換債を活用したことにより、1億6,200万円もの利子分の減額が図れました。高く評価させていただきます。事業の推進においては、下水道管への未接続世帯の速やかな解消の取り組みを求めます。

区画整理事業につきましては、補助金の交付等における不適切な事務処理によって、事業の進展に大きな影響がありました。たった一つのミスが、事業全体の信頼を失わせることを心配しております。御苦労は多いと思いますが、地権者との誠心誠意の交渉を行い、一日も早い事業の完成を求めます。

介護保険事業につきましては、在宅サービスセンターと地域包括支援センターの役割分担をしっかりと行い、施策の重なりやむだがないかしっかりとチェックを行ってください。また、地域支援事業が十分に行えるよう体制の整備を求めます。また、介護事業者による不正受給をチェックするための取り組みと介護支援ボランティア制度の導入など、制度を利用しない被保険者のための改善策についても検討を求めます。

最後に、一言申し上げさせていただきます。

今議会において、市長自身の進退にかかわる問題で議会審議に影響がありました。一般紙においても市長の進退問題が大きく報道されるなど、東大和市政の動向は市の内外からも注目を集めております。このような事態を、市長、どのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。今多くの市民が、市政のあり方に対して不信を募らせております。そのような認識と危機感を市長自身はお持ちでしょうか。厳しい財政状況と市政を取り巻くさまざまな懸案事項が山積する中、このような難局をどのように乗り越えていかれるのか、市民に対して、市長みずからがしっかりとしたメッセージを発信してください。

本年3月の第1回定例会で、同僚議員が公明党を代表して討論の中で、公明党の結党理念につながる尾崎弔堂先生の言葉を紹介いたしました。それは「政は正なり」、すなわち政治とは正義の実現なりとの言葉であります。政治における正義の実現とは、どこまでも主権者である国民の生活、市民一人一人の生活を最優先すべ

きであり、第一の目的とすることであると考えます。そして市民の信頼なくして、政治も行政も立ち行くはずがありません。このことを再び強く申し上げ、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

以上。

[ 1 9 番 御殿谷一彦君 降壇]

[ 2 1 番 大后治雄君 登壇]

○21番(大后治雄君) 議席番号21番、大后治雄であります。民主党を代表して、平成19年度決算に対する討論を行います。

さて、昨年起こった市職員の虚偽文書作成に端を発した土地区画整理事業に関する事件は、市行政当局の文書及び金銭管理システムの信頼性を大きく失墜させる結果となったのは記憶に新しいところであります。また、専決処分を取り消すという違法性を阻却し得ない前代未聞の処理をしたあげく、さも通常の行政処分と同様に処理できるかのような、まさに詭弁としか思えない強弁や、問題の職員らから受け入れた金銭を雑入で処理するなどの強引な手法に対しましては、いまだ全く納得がいきません。

我が国は法治国家であり、それを構成する地方自治体には厳格な法令の遵守が求められているのは自明であります。そして、自治体議会においては、当該地方自治体のルールの逸脱に対し、毅然と異を唱えねばならないこともまた自明であります。

このように、私どもが考えるに不適切としか言いようのない会計処理が行われた当該年度の当該会計、すなわち一般会計とその原因となった土地区画整理事業特別会計に関しましては、賛成できようはずもないのであります。

以上であります。

[ 2 1 番 大后治雄君 降壇]

[ 4 番 粕谷久美子君 登壇]

○4番(粕谷久美子君) 4番、粕谷久美子です。平成19年度一般会計決算及び土地区画整理事業特別会計決算の認定に反対の討論を行います。

今議会決算より、財政健全化法に基づいて自治体の健全化判断比率が示されました。19年度の決算においては安全圏内と報告されましたが、基金の取り崩しなど先の不安がある財政状況は、市民にとって安心して暮らせない東大和市ではないのでしょうか。市長は一昨日、行政は地味なもので、企業と違い一時的に花火を上げるものではないなどおっしゃいましたが、市政への意欲は失わないでほしいものです。財政状況が厳しいときだからこそ、市民に正直に、そして丁寧に説明をし、その上で市長が日ごろから口にしている御理解、御支援という言葉が生きてくるのではないのでしょうか。今の東大和市にはその丁寧さが足りないと思われま

次に、土地区画整理事業特別会計においては、当該年度のことではないにしろ不適切な事務が行われ、そのことによって返還金、違約加算金が発生し19年度に支出されています。しかし、市長の19年度土地区画整理事業特別会計決算に伴う部分での市政報告では、決算額を黒字と述べているだけで、内容は市民にとってはわかりにくいことです。これは都合のよい報告としか受け取れないものでした。

以上です。

[ 4 番 粕谷久美子君 降壇]

[ 5 番 長瀬りつ君 登壇]

○5番(長瀬りつ君) 5番、長瀬りつです。平成19年度決算審査の認定に対する討論をします。

決算審査の本質は、執行された予算の成果に対する事後の評価ではありますが、その評価結果や審査過程で出された指摘事項は、21年度の予算編成に生かされてこそ意味があるものと考えます。

また、今年度から財政健全化法の一部が施行され、平成19年度決算から健全化判断比率の数値の公表が義務づけられました。市長は決算審査に入る冒頭での市政報告の中で、健全化判断比率については四つの指標がすべて基準内の比率となっていると述べておられますが、現時点では早期健全化基準に抵触してはいなくても、近い将来に状況の悪化が見込まれる兆候がないとはいえません。連結のストック指標である将来負担比率は126.2%であり、多摩26市中三けたの数値は、あきる野市と当市だけです。長期的なリスクを抱えていることがわかります。

また、19年度の市税収入の増額は、税源移譲と定率減税の廃止に伴うものであり、既に今年度に入ってから景気の悪化が伝えられており、それは今回の補正予算で法人や個人への税の還付金8,000万円超が組まれたことや、今年度の税収が当初予算での見込みを大幅に下回るおそれが出てきていることなどから見てわかります。つまり、今後の税収の確保はそれほど期待できるものではなく、景気変動のような要因も含めて将来を予測し想定しようとするならば、決算やそれに基づく健全化判断のための指標についても、さまざまな変化を見込んだ幾つかのシナリオを用意して検討するべきですが、市長からはそれらについて何の言及もありませんでした。

また、土地区画整理事業特別会計においては、19年度とんでもない事務執行がされ、都補助金の返還や違約金の支払い、議会からは再発防止のための提言などが行われた事務事業に対し、やはり市長の市政報告では何ひとつ触れられておりませんでした。のど元過ぎれば——ということでしょうか。行政の最高責任者としての自覚が欠けていると言わざるを得ません。

以上のことにより、一般会計と土地区画整理事業特別会計決算について反対いたします。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第50号議案 平成19年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第51号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第52号議案 平成19年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第53号議案 平成19年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第54号議案 平成19年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第55号議案 平成19年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。  
よって、本案を認定と決します。

---

日程第17 議第9号議案 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第17 議第9号議案 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、本案を議題に供します。

本案は総務委員会での陳情採択に伴い、総務委員全員により提出されたものであります。よって、提案理由

の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第9号議案 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

**日程第18 議第10号議案 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書**

○議長（佐村明美君） 日程第18 議第10号議案 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書、本案を議題に供します。

本案は厚生文教委員会での陳情採択に伴い、厚生文教委員全員により提出されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第10号議案 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

**日程第19 議第11号議案 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書**

○議長（佐村明美君） 日程第19 議第11号議案 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書、本案を議題に供します。

本案は厚生文教委員会での陳情趣旨採択に伴い、厚生文教委員全員により提出されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第11号議案 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

**日程第20 閉会中の継続審査について**

○議長（佐村明美君） 日程第20 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

総務委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。  
お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第21 閉会中の特定事件調査について

○議長（佐村明美君） 日程第21 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会、建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第22 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第22 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 押 本 修

署 名 議 員 蜂 須 賀 千 雅